

議案第 5 7 号

安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

安中市福祉医療費の支給に関する条例を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

安中市福祉医療費の支給に関する条例（平成21年安中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「現物給付医療機関等」とは、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等であって市長があらかじめ認めるもの及び群馬県の区域に所在する医療機関等をいう。

第2条に次の1項を加える。

9 この条例において「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

第6条第1項中「県内の医療機関等」を「現物給付医療機関等」に、「、受給資格者証」を「、個人番号カードを用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証」に改める。

第7条第1項中「）」を削る。

第8条第1項中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項及び第3項中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改める。

第9条第1項中「第3項」の次に「までの規定」を加え、同項第1号を次のように改める。

（1） 受給資格者が、群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等（第2条第6項に規定する現物給付医療機関等を除く。）において医療又は施術を受けたとき。

第9条第1項第2号中「受給資格者の」を「前号に掲げるもののほか、受給資格者が」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「受給資格者又は保護者等は、第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第7条の規定は、前項の規定による支給について準用する。この場合において、同条第1項中「支払うべき」とあるのは、「支払った」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安中市福祉医療費の支給に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の診療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 2 条第 6 項に規定する現物給付医療機関等の認定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。